

令和 2 年度第 2 回
高知県医療審議会 医療従事者確保推進部会 審議概要

日時：令和 2 年 9 月 1 日（火）18 時 30 分～19 時 50 分

場所：高知県庁 2 階第二応接室

出席：委員 11 名（野並部会長、藤原副会長、川井委員、楠瀬委員、倉本委員、先山委員、佐野委員、島田委員、執印委員、浜口委員、脇口委員）

審議概要

1 開会

2 協議事項

（1）専門研修プログラム等について

資料 1 及び資料 2 をもとに事務局から説明。

執印委員、島田委員、川井委員、浜口委員から、県内の専門研修プログラムについて補足説明。

【質疑】

（先山委員）単独プログラムの件について、求められているのは具体的にどのような状態か。

（事務局）複数の基幹施設でプログラムが作成されている状態が望ましいということをも日本専門医機構が定めている。

（脇口委員）定員配置に関する意見で、「医師の絶対数が少ない地域等における年度ごとの採用数の変動に十分対応できるよう、単年度で必要養成医師数の 1.5～2 倍の定員とすること」とあるが、全国の定員を増やすように述べている意見にもとられかねない。

（事務局）医師が少数の地方に関する意見であり、「地域等における」を「地域等において、」と修正する。

（執印委員）臨床研究医コースが唐突にでてきたが、どういう意図ででてきたか。

（事務局）今の専門医研修の仕組みに臨床研究医を育てるスキームがないが、育成する必要があることから作られたもの。

（執印委員）かなり早期から臨床研究をやりなさいということになる。最初から臨床研究をやる医師もいるかもしれないが、途中から入れる仕組みはあるのか。

（事務局）全国で 40 名の定員であり、シーリングからも除外されて募集が始まることになっている。

（執印委員）そういう方が出てくれば我々もありがたいが。

（事務局）本県の場合、専門医をとった方が臨床研究を進めるプログラムが策定され、高知大学に特任教授が配置されるようなことになればよいと思う。臨床研究医を

確保できていないのは悩みの種ではある。

(浜口委員) 地域枠の離脱に関する意見について、強制力は持たせられないということか。

(事務局) 国の検討会の中で、同意のない離脱者については、専門医の資格がとれないようにすることや、万が一ぐり抜けて就職できたとしても、あとで判明した場合には、病院の協力を得てその医師が地域に派遣されるような仕組みを考えることになっており、そういった面では議論は進んでいる。

(脇口委員) 県の同意を得ていないという意味は、奨学金を返していないという意味か。奨学金を返せば県の同意を得たことになるのか。奨学金を返してもらったが県は同意していないということはなかなかありえないと思うが。

(事務局) これまでの離脱したケースの中でも県と大学とが同意していないケースが何例もあり、家庭の事情や病気でやむなく離脱を容認したことがあったが、容認しえない離脱のこと。

(脇口委員) 離脱を許さない条件を決めておかなければならないのでは。そして学生達に同意なく離脱した場合には研修で色々な問題が起きることをはっきり言わなければならない。

(事務局) そのとおりだと思う。これまでは、専門研修の制度上、ペナルティがなかったため、追認せざるを得なかった。今回、専門医機構が歯止めを作るのであれば、同意しない基準を作らなければならない。基準を作れば学生や研修生に明示することになる。

(脇口委員) 同意しなかった場合、裁判になったら、大丈夫か。どちらにしても同意してはいけないと思うが。

(事務局) 初期研修については同意がなくても現時点でトラブルは何もない。初期研修の場合は、初期研修医へのペナルティが実質的にない。今回の場合は本人へのペナルティがあるので、覚悟してやらざるを得ない。

(浜口委員) 各県によって様子、基準が違うが、都道府県ごとに基準を決めていることが大切ではないかと思う。

(先山委員) 国が地域枠の定義を 2022 年から定めることとなっているが。

(事務局) 昨日開催された国の医師需給分科会の内容では、高知県の地域枠の定義とだいたい重なっているので問題はないと思っている。他県によくあるが、地域枠だが従事要件が課されていないものや、奨学金とセットになっていない等、色々なパターンがある。このため、定義の要件に奨学金が必須となっていない。現実的には奨学金がないと縛るのは難しいと思うが。

(脇口委員) 臨床研究医コースに論文を書かせるとあるが、専門研修プログラムとの差はあるのか。

(事務局) 領域ごとに違いがあるのでは。

(脇口委員) 専攻医は半分を臨床研究に充てると理解しておけばよいか。

(事務局) SCI のついた英文雑誌に 2 本以上論文を出すこととなっている。

※県内の専門研修プログラムについては、変更なしで了承された。
※厚生労働省に提出する意見については、各委員の意見を踏まえ、野並会長と調整し、作成することとした。

- (2) へき地医療対策について
資料3及び資料4により事務局から説明

【質疑なし】

※ 協議事項(2)については承認された。

3 報告事項

- (1) 医師少数区域で勤務した医師を認定する制度について
資料5により事務局から説明

【質疑】

(執印委員) 対象経費について詳しく説明していただきたい。

(事務局) 1つ目が医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための研修受講に必要な研修受講料及び旅費、2つ目が医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための新たな専門書購入に必要な図書購入費、3つ目が専門領域のレベル維持のために他病院等で実績を積むために必要な旅費となっている。単価や上限額、補助率は、まだ補助金交付要綱が通知されていないので分からない。その施設に認定された医師がいることも要件となっている。

(執印委員) 高知医療再生機構の助成制度と似ていますね。

4 その他

(事務局) 次回開催は2月頃の予定。